

議第 1 号議案

議案第 20 号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

下水道使用料の改定・値上げに際しては、多くの市民や企業の負担を強いることから、特に慎重かつ公平でなければならない。

都市民生委員会議案審査の過程において、同条例の用途中、公衆浴場汚水とは、通常、公衆浴場法第 1 条第 1 項に規定する公衆用浴場で物価統制令第 4 条及び物価統制令施行令第 11 条第 4 項の規定により、埼玉県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものから排出される汚水を指すものであることは、明らかとなっている。

このことを認識しながら、公衆浴場汚水料金を長期にわたり適用させ、今後も適用させることについては、公平性の観点から看過することが出来ない。

しかしながら、公衆浴場汚水料金の適用を受けていた事業者の立場からすると、適用が無くなることにより、約 5 倍もの料金を支払うことになるため、激変緩和措置等の工夫も必要と考える。

透明かつ公平な使用料体系のもと、下水道事業の安定的な経営を確保する観点から、下記の事項について、留意することを強く求める。

記

- 1 改正条例の施行日から 3 年を目途に、適正用途に適用させ適正料金を課すこと
- 2 羽生市に公衆浴場汚水排除に該当する施設はないことから、条例から削除すること
- 3 対象事業者に対しては、料金を段階的に調整するなど激変緩和措置等の工夫を講じること
- 4 上記の経過について、決算時に所管の常任委員会に報告すること

以上、決議する。

令和 8 年 3 月

埼玉県羽生市議会

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

埼玉県羽生市議会議員	中	島	直	樹
〃	昆		佳	子
〃	川	田	真	也
〃	西	山	丈	由
〃	柳	沢		暁
〃	松	本	敏	夫